



第54号

発行所  水土里ネット新利根川
新利根川土地改良区
稲敷市幸田3542
TEL 0299-79-2417(代)
FAX 0299-79-2357
ホームページ
<https://sintonegawa.or.jp/>

編集兼
発行人 理事長 黒田輝美

印刷所 株式会社タナカ



ごあいさつ

新利根川土地改良区
理事長 黒田 輝 美



初夏の候、組合員の皆様には益々ご健勝、ご活躍のこととお慶び申し上げます。

また、当土地改良区の運営等に関して、ご支援ご協力を頂いておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて、令和5年3月20日に第173回通常総代会を開催することができました。約半数が書面議決による出席となりましたが、令和5年度予算を含め、第1号から第12号議案まで、全議案が原案の通り承認可決されたほか、役員改選が行われ、新たな役員が無投票で当選いたしました。新しい役員の方々には、厳しい情勢の中、地域農業の将来のために共に頑張っていたいただきたいと思います。また、退任された前役員の方々には、これまでのご尽力に対し、心より感謝を申し上げます。

令和5年4月4日の理事会に於いて、不肖私が再び理事長として選任されました。他の役員の方々と協力し合い、より一層気を引き締めて土地改良区の運営を行って参りますので、皆様には引き続きのご支援ご協力をお願いいたします。

当改良区では基幹的水利施設の老朽化が進行しており、用排水ともに支障が出る可能性が高まっております。しかしながら、今までは組合員負担を軽減することを重視し、将来についての備えが後回しにされてきました。今後は将来を見据えた運営を行わなければならないと強く思っております。昨年度より皆様をお願いしている償還準備金による将来への備えのほか、施設の更新整備計画を地域農業の将来の姿に合わせて進めていけるよう、関係機関と検討を続けたいと思います。

一方で、昨今の電力料金の高騰が運営を直撃しておりますが、役員報酬の削減を含めた経費削減のほか、国、県、市町から助成をいただき、何とか凌いでいる状況です。この場をお借りして、ご尽力頂いた方々に深く感謝を申し上げます。しかしながら、このまま電力料金の高止まりが続けば財源が厳しくなり、機場の運転にも支障を来すこととなります。

状況によっては賦課金等の検討をせざるを得ない状況であることを組合員の皆様にはご理解いただき、節水等にご協力くださいますようお願い申し上げます。

十三間戸地区、野田奈川地区では、担い手への農地の集積集約等を要件にした県営事業が開始され、幸田地区、草場地区でも調査が進められております。過去の事業と比べて、地元負担が大幅に軽減されておりますので、他の地区の皆様におかれましても、この機会にご検討をお願いいたします。

組合員の皆様が地域農業の将来に希望が持てるよう、役職員一丸となり土地改良区の運営、施設の維持管理に取り組む所存であります。

最後になりますが、皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

茨城県県南農林事務所
稲敷土地改良事務所
所長 阿部 幸浩



本年4月の定期人事異動により、稲敷土地改良事務所に赴任しました阿部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新利根川土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進について、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大、農業水利施設の老朽化に加え、近年は大規模自然災害の頻発化・激甚化、国際情勢の変化による肥料・燃油・資材・電気料金等の価格高騰など大きく変化し、地域農業にも様々な影響を与えているところです。

一方で、我々を長く苦しめてきた新型コロナウイルス感染症は、5月から感染法上の位置づけが5類に引き下げられるなど、コロナと共生し社会経済活動の正常化を目指す新たな転換期を迎えています。

このようななか、本県では、昨年度改定しました「第2次茨城県総合計画」に基づき、「活力があり県民が日本一幸せな県」を目指すこととしており、農業分野におきましては、農業者がしっかりと利益を上げられる「儲かる農業」の実現に向けて、農業の構造改革やブランド力の強化などの取組を積極的に進めているところです。

このため、これらを支える農業農村整備につきましては、水田では生産コストの大幅な削減のための大区画化や高収益作物の作付拡大に向けた排水改良を進めるとともに、畑地では生産性向上のための区画整理や高品質な青果物の安定生産に向けたかんがい施設の整備を推進しています。また、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策を推進するとともに、農地周辺の身近な水路等も含め適切に管理していくため、地域ぐるみによる保全管理なども支援しています。さらに、防災・減災対策として、農地・集落等への冠水被害の軽減を図るため、排水機場等の改修、田んぼダムの普及にも取り組んでいるところです。

新利根川土地改良区管内の農業農村整備としましては、昨年度から新たに整備を進めている「十三間戸地区」「野田奈川地区」に代表されます水田等の面的な基盤整備を進めるほか、「新利根川沿岸11期地区」における農業水利施設の長寿命化対策や多面的機能支払交付金の活動等を積極的に支援しております。

当事務所としましては、地元負担の軽減や事業効果の早期発現を念頭に置きながら計画的に基盤整備を進め、稲敷管内の農業農村が今後も元気で活力あるものとなりますよう、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、挨拶といたします。



ごあいさつ

茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所
所長 高見昌則



4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました高見でございます。どうぞよろしくお願い致します。

黒田理事長をはじめ、新利根川土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の運営並びに諸事業の推進につきまして、多大なるご理解とご協力、ご支援を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの変異株に翻弄された一方で、感染対策の緩和に大きく踏み出せた1年でありましたが、本会において、例年実施している各種会議、研修会等が影響を受け、書面による開催または延期、中止など会員の皆様には何かとご迷惑やご不便をおかけ致しました。5月8日以降、季節性インフルエンザと同等の「5類」へ引き下げられ、コロナ禍からの社会経済活動の正常化に向け、大きな転換期を迎える中、引き続き、政府の方針を充分、留意した上で、組織運営並びに諸事業に当たって参りますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

さて、昨年2月に発生した、ロシアによるウクライナ侵攻に起因し、食料の安定供給が危惧され、さらには、肥料・飼料の価格上昇や電気料金高騰など農業生産を取り巻く環境が脅かされる事態となっております。こうした中、国は、食料・農業・農村基本法の総合的な検証と見直しに着手し、数十年先を見据えた国内農業生産の強化を図ることとしております。大問題となっている電気料金高騰は、当面続くと見込まれ、本年度も厳しい農業環境が続くと想定され、さらに、農業従事者の高齢化や担い手の減少、荒廃農地の増大、農業用施設の老朽化、頻発する自然災害などにより、農地や農業用水等の管理に支障が生じることで、営農の継続が困難になるなど、様々な課題に直面しております。

このような情勢のもと、「食料・農業・農村基本計画」、「土地改良長期計画」などに位置付けられた政策の実現に向け、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の実施と、担い手への集積・集約化の推進や、老朽化が進む農業水利施設の適時・適切な長寿命化対策の実施、更には頻発する自然災害に対し、農村地域の防災・減災対策を効果的に推進する国土強靱化への取り組みが重要であります。国の農業農村整備事業関係予算につきましては、令和4年度補正予算と令和5年度当初予算を合わせて、6,134億円が確保されております。しかしながら、農業農村整備事業を計画的に実施する為には、年度当初予算をしっかりと確保することが必要不可欠であります。当初予算の確保について、引き続き、会員の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本会といたしましても、国、県の関係機関と連携を図りながら、会員の皆さまと一緒に、農業農村整備をさらに推進して参りたいと考えておりますので、宜しく願い申し上げます。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

第173回 通常総代会を開催

令和5年3月20日 当改良区において総代会が開催されました。総代定数78名の内、38名が書面による提出、36名の出席により審議が行われ、審議の結果、提出された議案すべてが原案通り可決及び承認決定されました。



議長 高木 登代一 総代（浮島地区）



総代会風景

来賓：茨城県県南農林事務所 稲敷土地改良事務所 久保田 良英 所長

決議された議案

- 議案第 1号 令和4年度 一般会計第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 2号 令和4年度 役員報酬の変更(案)について
- 議案第 3号 令和4年度 特別会計基幹水利施設管理事業第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 4号 令和5年度 一般会計予算(案)について
- 議案第 5号 令和5年度 経常賦課金、償還準備金、特別賦課金の賦課率及び徴収期限、徴収方法(案)について
- 議案第 6号 令和5年度 一般会計収支予算に伴う政策金融公庫資金借入れ(案)について
- 議案第 7号 令和5年度 一般会計収支予算に伴う特定資産の年度当初の一時流用(案)について
- 議案第 8号 令和5年度 余裕金の預入先金融機関について
- 議案第 9号 令和5年度 役員報酬(案)について
- 議案第10号 令和5年度 特別会計基幹水利施設管理事業収支予算(案)について
- 議案第11号 令和5年度 特別会計基幹水利施設管理事業予算内一時借入金について
- 議案第12号 新利根川土地改良区役員(理事・監事)の総選挙について

訃報

総代(柴崎)
栗山 榮氏
在任期間：7期・25年

総代(三次)
山木 一成氏
在任期間：1期・2年

総代(結佐)
郡 正巳氏
在任期間：1期・2年

理事(結佐)
小倉 清氏
在任期間：3期・11年

職員(嘱託)
森田 善信氏
勤続年数：31年

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業推進に尽力され、地域農業の発展に貢献されました。ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

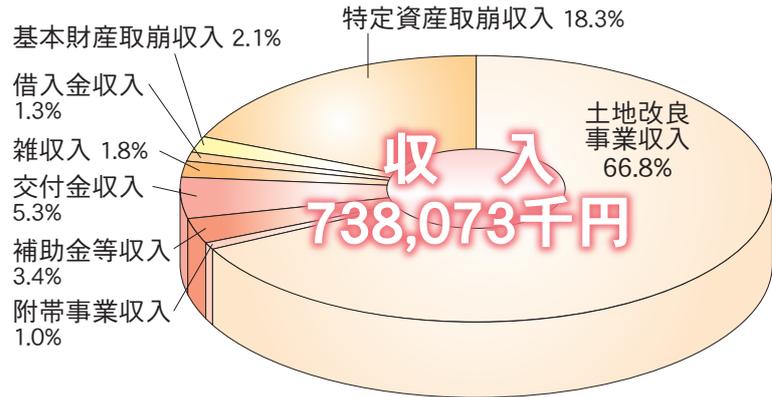
令和5年度 予算のあらまし

一般会計 収支共 738,073千円

■一般会計予算

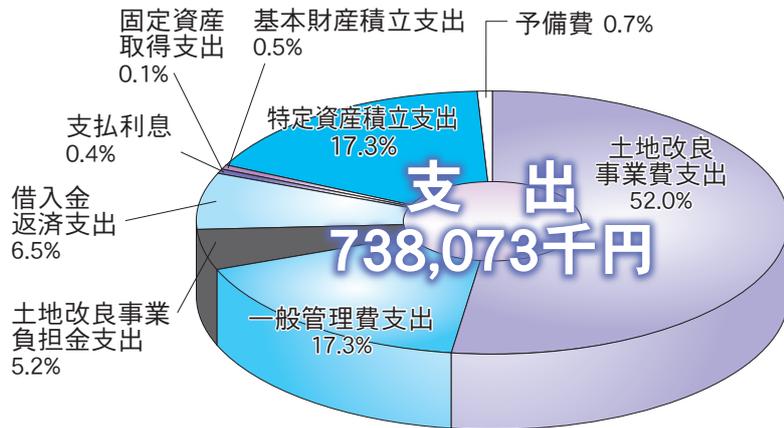
●収入

| 科目 | 金額(千円) | 割合(%) |
|----------|---------|-------|
| 土地改良事業収入 | 492,795 | 66.8 |
| 附帯事業収入 | 8,325 | 1.0 |
| 基本財産運用収入 | 20 | 0 |
| 特定資産運用収入 | 6 | 0 |
| 補助金等収入 | 24,828 | 3.4 |
| 交付金収入 | 39,150 | 5.3 |
| 寄附金 | 1 | 0 |
| 業務受託料収入 | 41 | 0 |
| 雑収入 | 13,021 | 1.8 |
| 借入金収入 | 9,900 | 1.3 |
| 基本財産取崩収入 | 15,135 | 2.1 |
| 特定資産取崩収入 | 134,850 | 18.3 |
| 固定資産売却収入 | 1 | 0 |
| 計 | 738,073 | 100 |



●支出

| 科目 | 金額(千円) | 割合(%) |
|-------------|---------|-------|
| 土地改良事業費支出 | 383,893 | 52.0 |
| 一般管理費支出 | 127,692 | 17.3 |
| 土地改良事業負担金支出 | 38,636 | 5.2 |
| 借入金返済支出 | 48,014 | 6.5 |
| 支払利息 | 3,130 | 0.4 |
| 固定資産取得支出 | 411 | 0.1 |
| 出資金取得支出 | 10 | 0 |
| 基本財産積立支出 | 3,580 | 0.5 |
| 特定資産積立支出 | 127,706 | 17.3 |
| 雑支出 | 1 | 0 |
| 予備費 | 5,000 | 0.7 |
| 計 | 738,073 | 100 |



■特別会計予算

| 会計名 | 予算額(千円) | 内容 |
|------------|---------|----------------------|
| 基幹水利施設管理事業 | 287,360 | 国営施設の管理(稲敷市・河内町より受託) |

令和4年度事業の実施状況

◆ 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1 機場地区

- ・事業費 30,000,000円
- ・受益面積 556.7ha
- ・事業内容 機械設備及び場内整備等 一式



◆ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸10期地区

- ・事業費 66,000,000円
- ・受益面積 5,703ha
- ・事業内容 排水路護岸整備等 一式



◆ 基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

- ・管理受託費 245,730,000円
- ・受益面積 5,660ha
- ・整備補修費 108,300,000円
- ・事業内容 大須賀用排水機場
ポンプ整備工事外7件
電力料その他 一式



◆ 土地改良施設維持管理適正化事業 第42期生

- ・事業費 29,700,000円
- ・受益面積 22.7ha
- ・事業内容 機械設備整備 一式

◆ 経営体育成基盤整備事業 十三間戸地区

- ・事業費 21,000,000円
- ・受益面積 81.8ha
- ・事業内容 用排水施設整備 一式

◆ 調査設計業務 幸田地区・草場地区

- ・事業費 5,100,000円
- ・事業内容 事業計画策定



令和5年度 事業実施計画



1. 農業水路等長寿命化・防災減災事業

新利根川沿岸1期地区

事業費 33,000,000円
 工期 令和5年度
 受益面積 5,701ha
 事業内容 排水路護岸整備等 一式

2. 基幹水利施設管理事業

新利根川沿岸地区

管理受託費 287,360,000円
 工期 令和5年度
 受益面積 5,660ha
 事業内容 機械設備整備 一式
 電力料その他 一式

3. 土地改良施設維持管理適正化事業

結佐六角用水機場

事業費 47,850,000円
 工期 令和5年度
 受益面積 267.7ha
 事業内容 機械設備整備 一式

4. 経営体育成基盤整備事業

野田奈川地区

総事業費 4,601,000,000円
 本年度予算額 20,000,000円
 工期 令和4年度～令和13年度
 受益面積 136.6ha
 事業内容 区画整理工
 (用排水施設整備、道路整備)一式

5. 経営体育成基盤整備事業

十三間戸地区

総事業費 888,000,000円
 本年度予算額 40,000,000円
 工期 令和4年度～令和9年度
 受益面積 81.8ha
 事業内容 用排水施設整備 一式

6. 調査計画業務 幸田地区・草場地区

負担金 3,475,000円
 工期 令和5年度
 事業内容 事業計画策定

令和5年度 用水休止日のお知らせ

| 毎週火曜日 | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 5月 | | | 6月 | | | | 7月 | |
| 16日 | 23日 | 30日 | 6日 | 13日 | 20日 | 27日 | 4日 | 11日 |

上記、**火曜日**が用水施設の**休止日**です。毎年、節電・節水にご協力いただきありがとうございます。
 引き続き今年度も、ご理解とご協力をお願いいたします。
 ※用水不足が生じた場合は、各地区管理委員会と協議し対策を講じます。



令和3年度 収支決算報告

■ 一般会計 ■

▼収入決算額 630,542,181円

| 科 目 | 決 算 額 | 摘 要 |
|-----------------|-------------|----------------------|
| 1) 土地改良事業収入 | 512,094,964 | 賦課金、転用決済金、市町負担金 |
| 2) 附 帯 事 業 収 入 | 13,213,101 | 他目的使用料、諸手数料、事務受託料収入等 |
| 3) 基本財産運用収入 | 8,810 | 基本財産積立金預金利息 |
| 4) 特定資産運用収入 | 21,359 | 他積立金等預金利息 |
| 5) 補助金等収入 | 53,767,000 | 国・県・市の事業負担金 |
| 6) 交 付 金 収 入 | 0 | |
| 7) 寄 附 金 | 0 | |
| 8) 業務受託料収入 | 42,900 | 調査業務受託料 |
| 9) 雑 収 入 | 18,657,687 | 過年度収入、過怠金収入等 |
| 10) 借 入 金 収 入 | 21,250,000 | 政策金融公庫より 新利根第1 機場地区 |
| 11) 基本財産取崩収入 | 0 | |
| 12) 特定資産取崩収入 | 11,486,264 | 減債積立資産、職員退職給付引当積立資産 |
| 13) 固定資産売却収入 | 0 | |
| 14) 他 会 計 繰 入 金 | 96 | 特別会計より |
| 収 入 合 計 | 630,542,181 | |

▼支出決算額 618,224,656円

| 科 目 | 決 算 額 | 摘 要 |
|-----------------|-------------|-------------------------|
| 1) 土地改良事業費支出 | 267,382,531 | 機場電気料や整備費等施設の維持管理費 |
| 2) 一般管理費支出 | 105,212,829 | 役職員の人件費や手数料等組織運営のための事務費 |
| 3) 土地改良事業負担金支出 | 45,937,000 | 県営事業負担金 茨城県へ |
| 4) 借入金返済支出 | 86,315,074 | 各地区償還金の元金分返済 |
| 5) 支 払 利 息 | 4,582,979 | 各地区償還金の利息分返済 |
| 6) 固定資産取得支出 | 1,968,880 | 車両購入 |
| 7) 出資金取得支出 | 0 | |
| 8) 基本財産積立支出 | 4,641,815 | 基本財産積立金への積立 |
| 9) 特定資産積立支出 | 102,183,548 | 財政調整積立等 特定資産への積立 |
| 10) 雑 支 出 | 0 | |
| 11) 他 会 計 繰 出 金 | 0 | |
| 12) 予 備 費 | 0 | |
| 支 出 合 計 | 618,224,656 | |

▼繰越金 12,396,632円 (次年度へ繰越)

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1) 前年度繰越金 | 79,107 | 令和2年度より |
| 2) 当期収支差額 | 12,317,525 | 令和3年度収支差額 |
| 3) 次年度繰越金 | 12,396,632 | 令和4年度へ繰越 |

■ 特別会計 基幹水利施設管理事業 ■

| 会 計 名 | 収入決算額 | 支出決算額 | 差引残高 |
|---------------|-------------|-------------|------|
| 1) 基幹水利施設管理事業 | 224,870,096 | 224,870,096 | 0 |

■ 令和3年度 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高 ■

| 科 目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|--------------|-------------|-------------|------------|---------------|
| 基本財産 | | | | |
| 事業積立金 | 238,775,450 | 151,362,152 | 0 | 390,137,602 |
| 特定資産 | | | | |
| 財政調整積立資産 | 84,812,141 | 111,000,387 | 80,000,000 | 115,812,528 |
| 職員退職給付引当積立資産 | 38,376,735 | 9,570,000 | 466,264 | 47,480,471 |
| 役員退任慰労金積立資産 | 11,441,474 | 1,200,151 | 0 | 12,641,625 |
| 転用決済金積立資産 | 1,491,064 | 0 | 0 | 1,491,064 |
| 施設更新積立資産 | 52,755,313 | 526 | 0 | 52,755,839 |
| 機材償却積立資産 | 31,157,604 | 310 | 0 | 31,157,914 |
| 減債積立資産 | 460,868,247 | 60,412,174 | 11,020,000 | 510,260,421 |
| 合 計 | 919,678,028 | 333,545,700 | 91,486,264 | 1,161,737,464 |

◆令和4年8月12日開催の臨時総代会で承認されました。◆

◀ 令和3年度 賦課金の徴収状況 ▶

| 会 計 名 | 調 定 額 | 納 入 済 額 | 未 納 額 | 未納者数 | 徴 収 率 |
|-----------|-------------|-------------|-----------|-------|-------|
| 経 常 賦 課 金 | 355,943,914 | 350,635,278 | 5,308,636 | 105 人 | 98.5% |
| 償 還 賦 課 金 | 140,829,773 | 138,254,640 | 2,575,133 | 98 人 | 98.2% |
| 合 計 | 496,773,687 | 488,889,918 | 7,883,769 | 106 人 | 98.4% |

令和3年度 財産目録

令和4年3月31日調製

単位:円

| 資 産 | | | 負 債 | | |
|--------|---------------|------------|--------|---------------|-------------|
| 摘 要 | 金 額 | | 摘 要 | 金 額 | |
| 流動資産 | 1,277,318,555 | | 長期負債 | 389,928,055 | |
| 内 訳 | 現金 | 16,255 | 内 訳 | 長期借入金 | 389,928,055 |
| | 預 金 | 39,247,637 | | 日本政策金融公庫 | 383,308,055 |
| | 未 収 金 | 75,441,745 | | 平準化資金（JA稲敷） | 6,620,000 |
| | 特定資産 | 積立金 | | 1,161,737,464 | |
| 出資金等 | | 875,454 | | | |
| 固定資産 | 54,272,993 | | 短期負債 | 47,076,457 | |
| 内 訳 | 土 地 | 18,326,882 | 引 当 金 | 47,076,457 | |
| | 建 物 | 32,617,889 | | | |
| | 備 品 | 3,328,222 | | | |
| 資産合計 | 1,331,591,548 | | 負債合計 | 437,004,512 | |

ご注意ください！（農地の売買や借入をするとき）

滞納がある農地の所有権（売買・譲渡・相続・交換などにより）や、貸し借り等を行い耕作権を得た場合、法律により権利を取得した者がその滞納金の納付義務を負うこととなります。（土地改良法第42条第1項）たとえ、取得した農地に滞納金があったことを知らなくても、登記簿上の所有権設定や農業委員会への利用権設定を行うと、法律上、その滞納金も継承したことになり、納付義務から免れることはできません。農地の取得や権利の設定を行う前に、その農地に滞納があるか改良区へ確認してください。

◆令和5年度 新利根川土地改良区の賦課金について◆

土地改良法第37条 新利根川土地改良区定款第30条により延滞金が発生いたします。

口座振替をご利用の方は、**納期の前に残高の確認等、期限内納付へのご協力をお願いします。**

| 種 類 | 賦課率 (1,000㎡当り) | 発行年月日 | 徴収期限 | |
|------|---|----------|-----------|---------------------------|
| 前 期 | 田 3, 1 5 0 円 畑 1, 0 5 0 円 冬期 (蓮) 2, 5 0 0 円 | 令和5年6月1日 | 令和5年6月30日 | |
| 後 期 | 田 3, 1 5 0 円 畑 1, 0 5 0 円 冬期 (蓮) 2, 5 0 0 円 | 令和5年9月1日 | 令和5年10月2日 | |
| | 償還準備金 | | | 田 2, 0 0 0 円 畑 6 6 0 円 |
| | 特別賦課金 | | | 下記表による |
| 徴収方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・当改良区、JA稲敷窓口での納付 ・指定金融機関口座からの自動振替 ・郵便局での振込票による納付 ・金融機関口座への直接振込 | | | |

(但し、年額5,000円未満の賦課金納入者には、全期分を前期に賦課することができる。)

| 特別賦課金 | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-------------|----|--------|----------|----------|-------------|-----|--------|------|
| 地 区 名 | | 1,000㎡当り賦課率 | | 償還完了年度 | 地 区 名 | | 1,000㎡当り賦課率 | | 償還完了年度 | |
| 56 | 伊崎土地総 | 排 | 円 | R5 | 62 | 十余島Ⅲ期土地総 | 暗 | 円 | R5 | |
| | | 1支 | | | 64 | | 東中央土地総 | | | 排 |
| | | 暗 | | | | | | | | 徴収完了 |
| | | パ | | | | | | | | |
| 57 | 十余島Ⅰ期土地総 | 排 | R5 | 66 | 金江津Ⅱ期土地総 | 暗 | R7 | | | |
| | | 暗 | | | | | | | | |
| 59 | 十余島Ⅱ期土地総 | 排 | R5 | 70 | 新橋地区経営体 | 排 | 2,990 | R11 | | |
| 60 | 東村西部 | ほ | R5 | | | パ | 護岸 | | 210 | |
| | | 護床 | | | | | 90 | | | |
| | | 暗 | | | | | 1,530 | | | |
| | | パ | | 71 | 八筋川開拓 | ポ | 1,500 | R17 | | |
| 支排 | R5 | | | | | | | | | |
| 清支 | | | | | | | | | | |

賦課金についてのQ&A

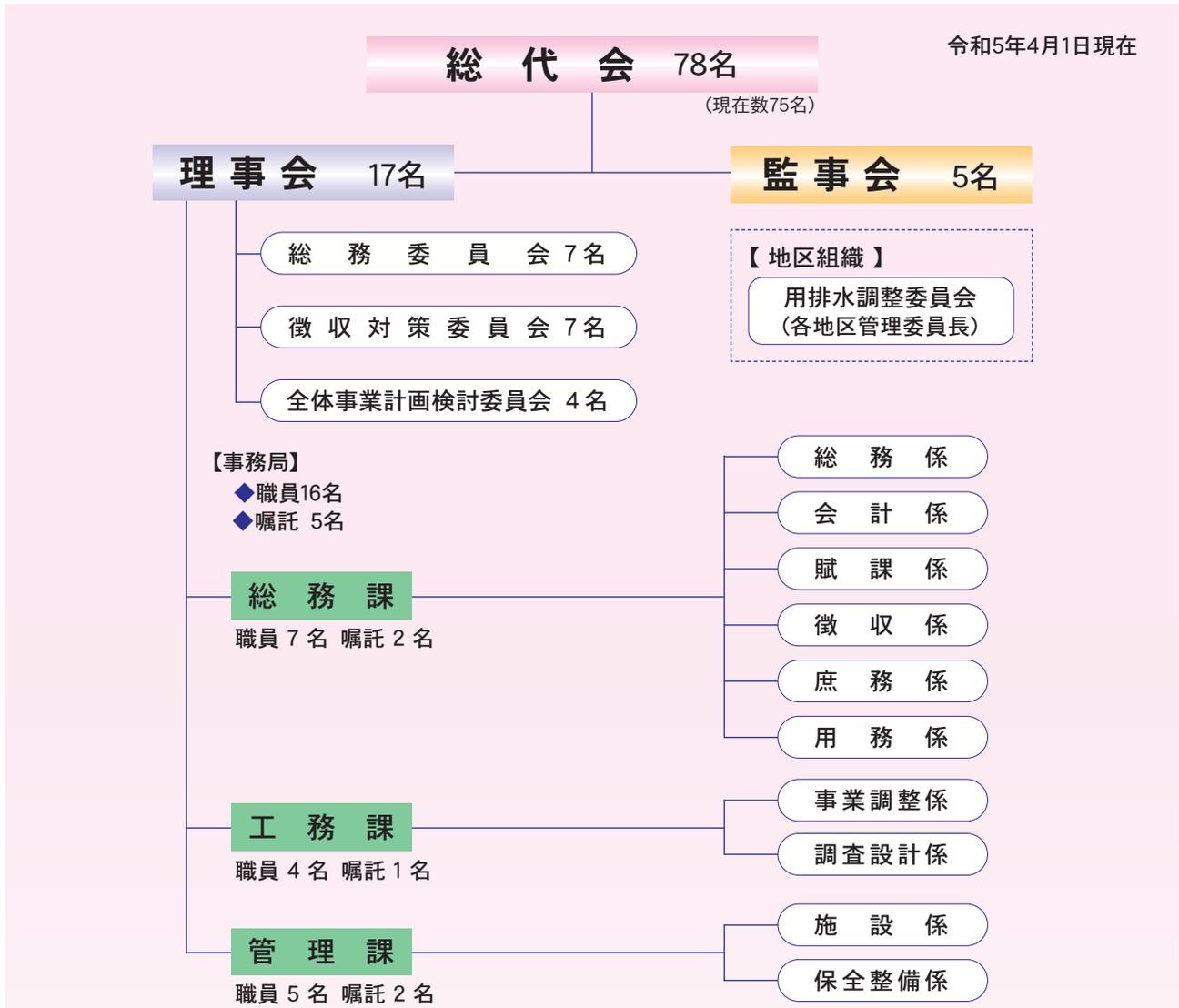
Q: 用水を使用していないのに、なぜ賦課金を支払わなければならないのか？

A: 賦課金は水の使用料(水汲み費用) だけではありません。

土地改良事業は農業生産の効率化を目的として行われ、事業費は土地改良事業区域全体にかかっています。その事業には多額の公金が使われています。土地改良事業の恩恵を受けている組合員は、組合員全員で管理を行っていかねばなりません。土地改良事業実施区域内の受益者(農地の所有者・農業者)は土地改良区へ当然加入(土地改良法第十一条)となっています。

また、当改良区の区域は低湿地帯であり、新利根川・霞ヶ浦・横利根川の河川水位よりも低い位置にあるため、雨が降った後の水は土地改良事業で整備された排水路を流れて排水機場へ行き着き、ポンプにより排水をしています。※賦課金とは、土地改良事業に要する経費のことであり、事務運営費・維持管理費を含めた改良区の運営費です。

新利根川土地改良区機構図



● 新利根川土地改良区は昭和 28 年 1 月 17 日に設立し、現在は組合員の代表である総代 78 名で構成され、役員 of 理事 17 名・監事 5 名、各委員会、事務局で組織しています。(公共団体の一部で公共組合としての行政の外郭組織であり、茨城県知事認可を受けた土地改良事業を行う非営利団体組織です。昭和 24 年法律第 195 号「土地改良法」を根拠法令としています。)

【各委員会の紹介】(理事会の補助機関・定款第 36 条第 2 項)

- ・徴収対策委員会は、賦課金等の公正・公平性の観点に立ち、納入意識の高揚を図るとともに、収納率の向上及び、滞納整理を円滑に促進させ、健全化を図ることを目的として平成 27 年に設置されました。
- ・総務委員会は、円滑な業務運営及び財政基盤の健全化等を図ることを目的として、令和元年に設置されました。
- ・全体事業計画検討委員会は、将来の土地改良事業が中長期的な計画のもと円滑に行われ、基幹的水利施設と末端水利施設双方の事業効果が早期に発現し、組合員全体の利益に資することを目的として、令和 3 年に設置されました。

【事務局の業務内容】(理事会の補助機関・定款第 36 条第 1 項)

- ・総務課は、定款・規約・諸規程等土地改良区運用規定の見直し、土地改良事業計画の申請、公文書管理、土地改良施設財産の管理、財務管理、施設使用や農地転用・協定、多面的機能支払交付金事務受託、会計事務、台帳・帳簿事務、賦課徴収、滞納整理・滞納処分事務・実務、中間管理事業との連携、事業認可手続き、換地業務・境界確認、21 世紀土地改良区創造運動、広報活動、その他の課に属さない業務も行っていきます。
- ・工務課は、土地改良事業計画案の策定、国営・県団体営施設の事業計画・調査設計、県団体営施設の施行、水利権協議・申請、各水系の取水量報告、災害時対策、その他河川や施設に関する関係機関との協議・調整・申請・報告を行っていきます。
- ・管理課は、基幹水利施設・国営施設・県団体営施設の維持管理、国営機場の保全及び操作・末端の県・団体営等の施設及び機場の整備、管理委員会の把握と調整・管理指導、各水系・地下水の取水・採取量報告、災害時対策、その他機場の保全管理に関する業務を行っていきます。

◆維持管理区分◆

新利根川土地改良区の事業区域では、「改良区」・「管理委員会」・「受益者」それぞれが適正に管理を行うことで、維持管理のバランスが保たれています。

改良区の範囲

国営施設は国営機場及び国営等の幹線・支線水路の管理、県団体営施設は機場の整備を行います。

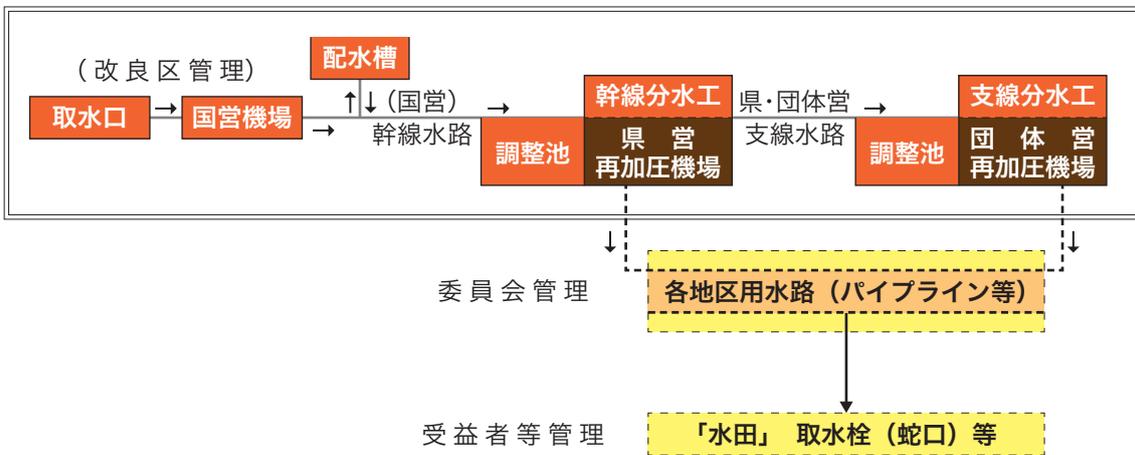
管理委員会の範囲

県団体営施設で、機場や分土工などの操作・管理（日常点検・清掃など）を改良区より委託しています。また、地区の用水路（パイプライン）・小排水路等は地元管理です（費用も地元負担）。

受益者は

取水栓（蛇口）・落水工・暗渠排水等（個人負担）。

【用水管理模式図】



用水は、取水口に始まり、用水機場・幹線用水路・支線用水路さらに地区管理の用水路(パイプライン)・受益者等管理の取水栓(蛇口)等に枝分かれし、水田に用水を行っております。

【排水管理模式図】



排水は、水田から落水工及び暗渠排水により小排水路に流下させ、支線排水路・幹線排水路を経由し、遊水地(吸水槽)に集まり溜まった水を排水機場よりポンプアップして一級河川等に排水しています。

当改良区では、施設の末端管理（個人の農地や蛇口）はしておりません。蛇口や法面の管理（蛇口の付け替えや崩れた法面を手直しするなど）は個人でお願いいたします。

また、上に記載しておりますが、各地区のパイプライン（用水路）や小排水路は管理委員会の管理です。用水中なのに水が出ない場合は、まず各地区管理委員会へお願いいたします。

改良区・管理委員会・受益者間での管理バランスが崩れ、改良区や管理委員会の管理負担が増えた場合は、改良区・管理委員会の経費負担も増えることになり、経常賦課金や地元管理費の増額を検討せざるをえなくなります。農家や地主など、改良区の組合員が常日頃から田んぼや畑・隣接する公共物の管理（水路や畦畔の除草作業や、法面の管理）など、大変苦労されながらきれいに管理されております。世代交代（相続等）で管理がわからない・高齢化などで管理ができなくなった場合は、耕作放棄地や荒廃農地になる前に農地の貸し出しや売却を検討するなどし、近隣農家の迷惑にならないようお願いいたします。農地利用のご相談は、市役所・町役場の農業委員会で行っております。

令和5年度 管理委員長名簿

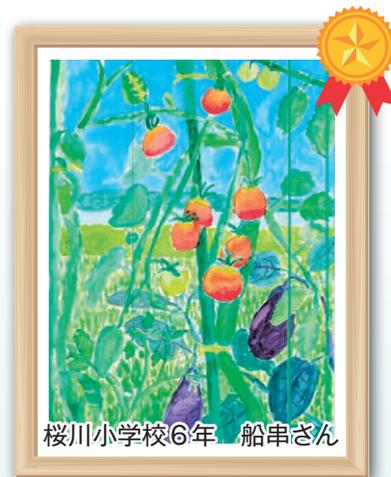
| 系統 | 施設名 | 地区名 | 管理委員長 | 系統 | 施設名 | 地区名 | 管理委員長 | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------------|---------|------------|-----------|-------------|------------|-------|-------|
| 新利根川 | 十余島用水機場 | 上之島 | 坂本 進一 | 排水 | 平須排水機場 | 西部平須 | 高木 一浩 | | | |
| | | 新川 | 松田 治 | | 新平須機場 | 新平須 | 小川 実 | | | |
| | | 結佐六角用水機場 | 結佐 | | 元戸 啓二 | 内沼排水機場 | 金江津内沼宮前 | 青野 正 | | |
| | | 手賀八千石用水機場 | 六角 | 後藤 章夫 | 井戸 | 神宮寺第一機場 | 神宮寺 | 関川 昭 | | |
| | | | 手賀組新田 | 水飼 敏博 | | 神宮寺第二機場 | | | | |
| | | 八千石 | 黒田 和宏 | 神宮寺第三機場 | | | | | | |
| | 十余島南用水機場 | 四ツ谷 | 桜井 久司 | 谷中第一機場 | 谷中 | 柳町 久夫 | | | | |
| | | 曲淵 | 塚本 茂雄 | 谷中第二機場 | | | | | | |
| | 佐原組新田用水機場 | 押砂 | 木内 稔 | 尾島第1機場 | 尾島 | 松浦 紀男 | | | | |
| | 大須賀用水機場 | 分水工 | 佐原組新田 | 根本 剛志 | 草場・尾島第二機場 | 草場尾島第二 | 遠井 正之 | | | |
| | | | 上須田 | 黒田 俊幸 | 伊崎水門 | 野田奈川干拓 | 船串 栄 | | | |
| | | | 下須田 | 黒田 実 | 伊崎西揚水機場 | | | | | |
| | | | 阿波崎 | 根本 一也 | 新田機場 | | | 新田組合 | 平山 和人 | |
| | | | 伊佐部 | 鳥羽 健 | 西の洲第1機場 | 西の洲 | 小貫 治夫 | | | |
| | | | 四箇(須賀津東・甘田・阿波崎) | 平山 宗一 | 西の洲第2機場 | | | | | |
| | | | 甘田南 | 平野 修 | 西の洲北機場 | 西ノ洲北用排水路 | 調整協議会 | | | |
| | | | 釜井 | 永長 秀敏 | 西の洲北・弁天水門 | | | | | |
| | | 幸田 | 坂本 和男 | 野田奈機場 | 野田奈川干拓 | 船串 栄 | | | | |
| | | 中島 | 平山 昇 | 浜田組合機場 | 浜田組合 | 小貫 勉 | | | | |
| | | 水利調整員 | 大須賀系 | 永長 弘之 | 浜田機場 | 南水路 | 四箇(須賀津西・馬渡) | 平山 宗一 | | |
| 水利調整員 | | 太田系 | 川村 欣久 | 須賀津用水機場 | | | | | | |
| 大須賀北部機場 | | 大須賀北部 | 山口 輝雄 | 須賀津排水機場 | | | | | | |
| 分水工 | | 東村西部 福田 | 渡辺 良一 | 須賀津水門 | | | | | | |
| | 東村西部 市崎 | 山口 一元 | 馬渡用水機場 | | | | | | | |
| | 東村西部 町田 | 清水 丈夫 | 馬渡排水機場 | | | | | | | |
| 東村西部 大沼 | 松本 正一 | 余津谷機場 | 余津谷 | 佃 久明 | | | | | | |
| 東大沼機場 | 東大沼 | 甲賀 松夫 | 流作用水機場 | 流作 | 元戸 啓二 | | | | | |
| 分水工 | 清水 | 坂本 旭 | 境島機場 | 境島 | 浅野 信行 | | | | | |
| | 太田池 | 松田 彦一 | 八筋川開拓第1機場 | 八筋川開拓 | 深沢 義男 | | | | | |
| | 駒塚 | 小川 昌一 | | | | 八筋川開拓第2機場 | | | | |
| | 太田下 | 川村 欣久 | 東六区八筋川用水機場 | 八筋川 | 坂本 一男 | | | | | |
| | 太田上 | 内藤 勇 | 東六区八筋川排水機場 | | | | | | | |
| | 柴崎 | 野村 春夫 | 西代用水機場 | 西代 | 根本 啓 | | | | | |
| 脇川用水機場 | 脇川 | 飯塚 仁彦 | 西代第1第2排水機場 | | | | | | | |
| 金江津系 | 清久島橋向用水機場 | 橋向 | 織田 浩吉 | 横利根川 | 八筋川開拓第1機場 | 八筋川開拓 | 深沢 義男 | | | |
| | | 清久島 | 大野 孝 | | | | | | | |
| | 福田おてい | 渡辺 良一 | 八筋川開拓第2機場 | | | | | | | |
| | 平須用水機場 | 西部平須 | | | | | | 高木 一浩 | | |
| | 分水工 | 大浦 | 高橋 克雄 | | | | | 東六区八筋川用水機場 | 八筋川 | 坂本 一男 |
| | 十平用水機場 | 十三間戸 | 高仲 秀夫 | | | | | | | |
| | 新橋用水機場 | 新橋 | 内田 義博 | | 西代用水機場 | 西代 | 根本 啓 | | | |
| | 金江津用水機場 | 金江津内沼宮前 | 青野 正 | | 西代第1第2排水機場 | | | | | |
| | 分水工 | 桑山新田 | 武田 一弘 | | | | | | | |
| | 新利根第一機場 | 柳浦 | 椎塚 瑞男 | | | | | | | |
| | 新利根 | 篠田 孝 | | | | | | | | |

「水の出が悪い」「漏水している」等の問い合わせは

地区のパイプライン・排水路は、地区管理委員会の管理です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和4年度 全国・茨城県 子ども絵画展

● 2022年度 未来へつなごう！ふるさとの水土里子ども絵画展 入選作品



● 第14回 いばらきの農業・農村 子ども絵画コンクール 入選作品



新利根川土地改良区管内の小学校では、「2022年度 未来へつなごう！ふるさとの水土里子ども絵画展」へ26作品が出展、4作品が入選し、「第14回いばらきの農業・農村子ども絵画コンクール」へ8作品が出展、2作品が入選しました。出展いただいた小学生のみなさま、ご協力いただいた教育委員会、学校の先生・関係者の方々ありがとうございました。稲敷ならではの田園風景から農地と人との係わり、農業環境と自然など鮮やかに描かれていました。今後も絵画展などの作品募集があると思いますので、是非ご応募ください。

「全国水土里ネット」ホームページ（絵画展のページ） <https://www.inakajin.or.jp/works/pr/kids-art>
「いばらきの農村発見」ホームページ（絵画コンクールのページ）
<https://www.nouson.pref.ibaraki.jp/top-page/kodomo/>

※掲載の学年は、令和4年度時点のものです。

組合員の皆様へ！ お願い

このような時は必ず届出が必要となります。

組合員資格に異動があったとき

- ◆農地の所有権や耕作権の異動。
(売買、相続、賃借権、交換等)
- ◆農業者年金等受給のために経営を移譲。
- ◆組合員の死亡。
- ◆住所の変更。

農地を転用するとき

- ◆農地を宅地や駐車場等に地目変更する。
- ◆公共事業等により用地買収された。
- ◆地籍調査により地目が農地以外になった。
- ◆**決済金の納付が必要です。**

改良区施設を使用するとき

- ◆雨水や浄化槽排水を水路に放流する。
- ◆水路に橋を架け、出入口を作る。
- ◆施設用地に工作物を設置する。
- ◆**使用料が発生する場合があります。**



組合員資格得喪通知書

口座振替の変更もお願いします。



農地転用届 地区除外申請書 施設使用承認書



他目的使用申請書 施設使用承認書

● 土地改良法第43条により組合員からの通知が義務付けられています ●

相続手続き・不動産手続きを市町村・法務局などの公共機関で行っても、土地改良区への届出が無ければ資格等の変更はできません。

● 上記権利関係の移動の際や、農地面積を確認したい場合は 賦課台帳の確認をお願いいたします ●

毎年3月に通常総代会が行われ、4月1日より新年度の賦課が始まります（賦課期日は土地改良法第36条第3項の規定により、総代会の議決日に賦課基準が決定されます）。

3月31日までに提出された権利関係の申請書を基に賦課台帳が更新されますので、土地の所有権の移動、耕作者の変更、農地の転用（農地から非農地へ）が発生したときは速やかに申請をお願いいたします。4月1日以降に提出された申請は、提出された年度の翌年度での変更となります。

「宅地なのに賦課されているが、宅地に変更した日に遡って還付できないのか？」などのお問い合わせがございますが、土地改良法第42条第2項の規定により、受益を得なくなった場合も決済が必要となります。申請が出された日が決済の基準日となりますので、遡っての還付はありません。



ナガエツルノゲイトウ（特定外来生物）の侵入・拡散を防ぎましょう！！

※農研機構資料引用

農地周辺でナガエツルノゲイトウが見つかったら（具体的な防除・対策例）

☆水田内

- ・ 水稲用除草剤（初期剤や初中期剤）の体系処理で防除します。とくに給水栓まわりや畔際の防除を徹底します。まん延ほ場では後期剤の使用と水稲刈跡に茎葉処理剤（グリホサートなど）の散布が効果的です（降霜期までに）。
- ・ 河川など取水源に定着している地区では、給水栓口にネット等を取りつけ、かんがい用水経由での侵入を防止します^{※2}。

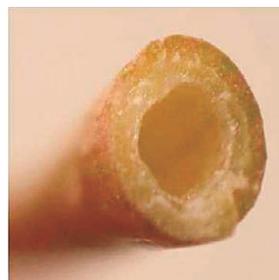


※2 ネット設置例

☆夏～秋に細い柄の先に球状の白い花をつける



☆茎の中心は空洞（ストロー状）



生息場所を確認したいため、圃場で発見された際には、新利根川土地改良区までご連絡下さい。

ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ 特定外来生物）

全国でジャンボタニシの発生が増えており、当改良区管内でも発生が見受けられます。ピンク色の卵が特徴的ですが、寄生虫がいる場合がありますので、直接触らず、棒やヘラなどで水中へ削ぎ落とし、窒息死させるのが有効的です。

成虫などの防除の仕方は農林水産省のホームページをご覧ください。



農地環境を守ろう！



農地は自然環境とも深くかかわっています。耕作放棄（荒廃農地により害虫の大量発生・火災発生）、過剰な農薬の使用（水質汚染による河川環境の悪化）や、無駄水の垂れ流し（電気の無駄遣いによる間接的な環境破壊）をせず、みなさんで農地を取り巻く環境を守りましょう。

用排水施設の老朽化対策及び区画整理の補助事業について

(1) 事業名、目的

【 経営体育成基盤整備事業 】

競争力のある「攻めの農業」を展開し、担い手への農地集積や農業の高付加価値化を実現するため、農地や農業水利施設の整備を実施する。

(2) 事業メニュー

- ①区画整理 ②用排水施設（用水路（パイプライン等）、排水路、機場）、
- ③農道 ④暗渠排水 ⑤客土

上記のうち、2工種以上を選択。ただし、①区画整理の場合は単独での実施も可。

(3) 事業の実施要件

- ア. 受益面積が20ha以上（※過疎地域等は10ha以上）
 - イ. 担い手へ一定以上（最低50%以上）の農地利用集積を図る。
- ※担い手とは・・・認定農業者（個人、法人等）、中心経営体など

(4) 負担割合

ア. 工事費（測量、設計、工事）

| | 国 | 県 | 市町村 (国指針より) | 受益者 |
|-------|-------|-------|----------------|-------|
| 一般地域 | 50.0% | 27.5% | 10.0% | 12.5% |
| 過疎地域等 | 55.0% | 27.5% | 10.0% | 7.5% |

※市町村、受益者の負担割合は、今後協議により決めることとなります。

◎令和4年度より稲敷市・河内町が過疎地域指定により国費5%上乘せ

(5) 地元負担の軽減について

中心経営体農地集積促進事業（促進費）の活用

中心経営体（≡担い手）への農地利用集積、集約化の割合によって、工事費の負担に対し助成を受けることができます。ただし、借り入れ利子は対象外となります。

| 中心経営体集積率 | 助成割合 | | |
|---------------|-------------|-----------|-----------|
| | 中心経営体集積促進事業 | | |
| | (A) 基本 | (B) 集約化加算 | (A + B) 計 |
| 55%以上 65%未満 | 5.5% | +1.0% | 6.5% |
| → 65%以上 75%未満 | 6.5% | +2.0% | 8.5% |
| → 75%以上 85%未満 | 7.5% | +3.0% | 10.5% |
| 85%以上 | 8.5% | +4.0% | 12.5% |

(B)の集約化加算は集積面積の80%を集約化

※集積には、農地中間管理機構や利用権設定等を活用する必要があります。

◎詳しい事業制度に関する問い合わせについて

県・市町・改良区等の関係機関による説明会を開催しますので、まずは新利根川土地改良区工務課までご相談下さい。

「節水＝節電」のご協力のお願い



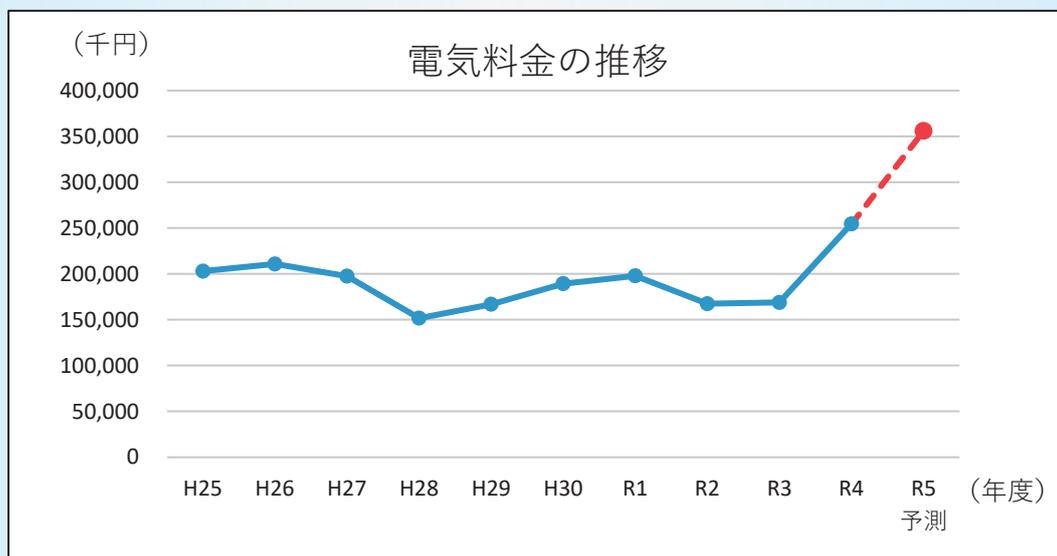
◆ 無駄のない水管理を心がけましょう

- ・ 農業用水のかけ流しを行わず、雨水も有効利用しましょう。
- ・ 地区全体の用水状況を考え、適切な取水栓の管理をして下さい。

(ほ場の位置により、水の出やすい所と出にくい所があります。水がたまったら、一旦止めたり、量を減らしたりして、出にくいほ場に水がまわるようにご協力をお願いします。)

◆ 電気料金値上げの影響

- ・ 農事用電力料金は、東日本大震災以降徐々に値上げされてきましたが、昨年からのエネルギー調達価格高騰により、今までにない急激な値上げが継続しています。
- ・ 令和5年度電気料金は、過去10年間平均に比べ、約2倍の3億5千万円に達することが予測されます。
- ・ 支出における電気代の占める割合が大きくなり、施設整備にかけられる予算の不足により、今後の維持管理が困難になる可能性が増大しています。
- ・ 賦課金の増額にならないように、組合員みなさまのご協力をお願いします。



※新利根川土地改良区管内地域の特徴

全体的に低平地で、田面が周辺河川水位とほぼ同じ高さのため、自然に用水・排水ができません。現在の農業環境並びに生活環境は、電気を使う用排水施設によって成立しています。

